

令和6年3月吉日

# 法定単位数の改訂について

入居者ご家族・関係者の皆様へ

(福) 春喜会  
特別養護老人ホームせせらぎ  
施設長 新沢 弘樹

日頃より当施設の運営につきましては、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年には3年に1度の介護報酬改定年度となります。令和6年4月1日から介護保険法の一部改正に伴い下記の通り単位数が改訂となります。又、下記単位数の変更に伴い処遇改善加算手当などの一部加算金額も変更となります。

ご家族の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

※睦沢町 1 単位 10 円

要介護度	現行の単位数	<u>4月1日からの単位数</u>
要介護度 1	652 単位 / 1 日	670 単位 / 1 日
要介護度 2	720 単位 / 1 日	740 単位 / 1 日
要介護度 3	793 単位 / 1 日	815 単位 / 1 日
要介護度 4	862 単位 / 1 日	886 単位 / 1 日
要介護度 5	929 単位 / 1 日	955 単位 / 1 日

※処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算手当につきましては、6月1日に1本化する予定となります。詳細が分かり次第、ご連絡させていただきます。